

市職員の給与などの状況をお知らせします。

本市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・期末・勤勉手当などの「諸手当」があります。これらは地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に市議会の審議を経て条例で定められています。平成28年度の状況は下記のとおりです。

また、平成27年度までの「定員適正化計画」が目標を上回る職員数の削減により完了し、今後は行政需要の変化や平成30年4月の中核市移行による事務移譲を見据え、新たに策定した「定員管理方針」に基づき、組織力の維持向上や業務執行体制の見直しを進めるとともに、職員数の適正化に努めていきます。

問い合わせ先 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3108 ☎ 0857-20-3040



1. 給与費とその内訳 (平成28年度普通会計当初予算額)

職員数	給与費	前年度比	
1,144人	給料	49億6,951万円	0.6%
	職員手当	7億4,598万円	
	期末勤勉手当	18億4,622万円	
	計	75億6,171万円	

※平成26年度より給与費に短時間勤務職員分を含んでいます。

2. 平均給料月額・平均年齢 (平成28年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	334,390円	44歳2カ月

3. 主な手当 (平成28年度当初)

区分	内容		
扶養手当	①配偶者	月額	13,000円
	②配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額	5,000円
期末手当	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6月期	1.225月分 0.8月分	2.025月分
	12月期	1.375月分 0.8月分	2.175月分
退職手当	区分	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続30年	36.105月分	42.4125月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

4. 特別職の給料など (平成28年度当初)

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000円	▶6月期 1.575月分
副市長	850,000円	
教育長	722,000円	
議長	584,000円	▶12月期 1.575月分
副議長	513,000円	計3.15月分
議員	475,000円	

5. 給与費の推移 (各年度普通会計当初予算額)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
73億 7千万円	72億 1千万円	73億 5千万円	75億 1千万円	75億 6千万円

6. ラスパイレス指数の推移 (各年度4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
106.2*	106.0* (102.8)	97.6	98.2	98.2

※平成24、25年度の国家公務員給与は、臨時特例法案により平均7.8%減額されています。

※カッコ内は、給与削減(平均3%カット)後のラスパイレス指数

7. 定員の適正化 (各年度4月1日現在)

鳥取市定員適正化計画に基づく職員数の適正化目標を達成しました。(※短時間勤務職員は含みません。)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標	1,375人	1,351人	1,317人	1,292人	1,258人
実績	1,360人	1,325人	1,289人	1,267人	1,254人

私たちの未来を変えます。

エシカル消費ってなあに？

問い合わせ先

駅南庁舎 鳥取市消費生活センター

TEL 0857-20-3886
FAX 0857-20-3886

人、社会、環境、そして地域にもやさしい消費

みなさん「エシカル消費」という言葉をご存知ですか？「エシカル (ethical)」を直訳すると、「倫理的な、道徳的な」という意味です。では、倫理的な消費、道徳的な消費とはどういうことをいうのでしょうか？



オーガニックコットン栽培

「エコ」とは違うの？と思われる人がいるかもしれません。確かにエコもエシカル消費の一つです。エコは環境に配慮したもので、その背景にある社会問題まで考えたものではありません。「エシカル消費」とは、「人と社会、地球環境のことを考慮して作られたモノを購入あるいは消費すること」です。また、「自然環境がよくなる」「社会の善を促進する」「地域社会、地域経済を応援する」といった理念を持っています。

わかりやすい言葉にするとすれば、「人、社会、環境、そして地域にもやさしい消費」ということになります。

具体的にどのような消費なのか考えてみましょう。

環境への配慮

まず、環境に配慮した製品の購入は「グリーン購入」と呼ばれ、

日本では20年以上の歴史があり、地方自治体や民間企業でも義務付けられています。

そのほかに、自然エネルギーの利用、オーガニック製品の購入、国産材使用、車のレンタル・シェア、リサイクル製品の購入なども環境に配慮した消費と言えます。

人、社会、地域への配慮

次に、人・社会に配慮した消費としては、フェアトレード製品の購入や、障がい者の作った製品の購入があげられます。

そして、地域に配慮した地産地消商品の購入はすでに定着していますが、地元商店での買い物や、震災の被災地への応援消費なども活発になっています。

消費者としての役割

今、私たちができることは、「買う」という行為が人や社会、環境、地域にどのような影響を与えているか考えてみる事です。購入する商品の背景を意識してエシカル消費には正解は

平成28年度 消費者市民まつり

私たちによくて、世界にイイ。

～エシカルで変わる世界をみてみよう。私たちにできること～

と き 3月5日(日) 10:30～15:00

と ころ 鳥取市民会館

内 容 ●エシカルカレッジ
ワークショップを通して、エシカルを学んでみませんか？

●エシカルマルシェ
地産地消やオーガニックな商品を多数取りそろえています。

●エシカルトークショー

●エシカルファッションショー

特典1 **先着150人に限定オリジナルエコバックをプレゼント!**
世界フェアトレード機関(WFTO)認定のコットンエコバックを無料配布します。

特典2 **豪華景品が当たる?! エシカル抽選会を実施!**
アンケートにお答えいただいた人は、無料で抽選にご参加いただけます。

(※途上国などで児童労働などの社会問題や環境問題を引き起こすことなく生産された製品)

ないと言われています。消費者一人ひとりが日々行っている買い物によって、世界に大きな影響を与えていることを考えなければいけない時代になってきています。持続可能な社会をつくる消費こそが明るい未来につながります。